

## 知多市民間保育所等運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知多市民間保育所等運営事業補助金（以下「補助金」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により、児童福祉施設として設置された民間の保育所、法第6条の3第10項に規定する施設である小規模保育事業所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「民間保育所等」という。）における保育事業の円滑な運営を図るため、予算の範囲内において民間保育所等の代表者に交付するものとし、その交付に関しては、知多市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和53年知多市条例第23号）及び知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 市長は、前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

2 補助事業の内容、補助対象経費及び補助金の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、知多市民間保育所等運営事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 人件費に係る書類で次に掲げるもの

- ア 人件費補助金算出調書（第2号様式又は第2号様式の2）
- イ 人件費年額算出調書（第3号様式又は第3号様式の2）
- ウ 保育所運営に係る事業計画書

エ 収支予算書

(2) 管理費補助金算出調書（第4号様式又は第4号様式の2）

(3) 小規模整備費に係る書類で次に掲げるもの

ア 小規模整備費補助金算出調書（第5号様式）

イ 小規模整備費事業計画調書（第6号様式）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（決定の通知）

第4条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市民間保育所等運営事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により、その決定の内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第5条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（状況報告）

第6条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（計画変更の承認）

第7条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市民間保育所等運営事業補助金計画変更申請書（第8号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を変更せず、かつ、次に掲げる変更であるときは、変更内容を記載した書面の提出をもって承認したものとみなす。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、経費の目的の実質的変更がなく、当該経費の20パーセント以内の変更

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

（変更決定の通知）

第8条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市民間保育所等運営事業補助金変更交付決定通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業遅延の報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由が明らかとなる事由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに、知多市民間保育所等運営事業補助金実績報告書（第10号様式）に、次の各号に掲げる補助事業について、当該各号に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 人件費 次に掲げる書類

ア 人件費補助金精算調書（第11号様式又は第11号様式の2）

イ 人件費年額実績調書（第12号様式又は第12号様式の2）

ウ 収支決算（見込み）書

(2) 管理費 次に掲げる書類

ア 管理費補助金精算調書（第13号様式又は第13号様式の2）

イ 管理費の用途に関する調書（第14号様式）

(3) 小規模整備費 小規模整備費補助金精算調書（第15号様式）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（額の確定等）

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市民間保育所等運営事業補助金確定通知書（第16号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（交付）

第12条 補助金は、額の確定後に交付する。ただし、規則第18条第2項の規定により概算払又は前金払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市民間保育所等運営事業補助金交付請求書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

（監査及び指導）

第14条 市長は、補助金の適正な管理及び執行を確認するため、補助事業者に対し、当該年度の1月に次の事項について監査及び指導を行うものとする。

- (1) 補助金の用途に係る事項
- (2) 職員の処遇、任用等に係る事項
- (3) 保育指導に係る事項

（委任）

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年12月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助の対象及び補助金の額（平成23年度以前に認可された施設）

補助事業の内容	補助対象経費	補助金の額
<p>1 人件費</p> <p>(1) 格差是正費</p> <p>(2) 非常勤職員雇用費</p>	<p>常勤職員の給与支給額（給与、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、賞与及び社会保険等事業主負担金）と国が定める公定価格のうち人件費分との差額。ただし、市の配置基準を超えて雇用した保育士等の人件費は補助対象外とする（国庫補助金等により間接的に補助が受けられる場合を除く。）。</p> <p>非常勤職員の雇用に要する賃金の実支給額。ただし、市の配置基準を超えて雇用した保育士等の人件費は補助対象外とする（国庫補助金等により間接的に補助が受けられる場合を除く。）。</p>	<p>補助対象経費の全額</p>
<p>2 管理費</p>	<p>保育所の管理に要する経費（建物延べ面積に市が定める建物経過年数による1㎡当たりの管理費を乗じた額）</p>	<p>補助対象経費の全額</p>
<p>3 小規模整備費</p>	<p>施設の最低基準を維持するために必要と認める施設整備に要する経費</p>	<p>補助対象経費の10分の9以内</p>
<p>4 保育環境改善等事業</p>	<p>感染症対策のための改修整備等事業</p> <p>国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下、この表及び次表において「国要綱」という。）に基づく保育環境改善等事業のうち感染症対</p>	<p>国要綱に基づく基準額</p>

	策のための改修整備等事業に要する経費	
5 保育所等業務効率化推進事業（保育所におけるICT化推進等事業）	国要綱に基づく保育環境改善等事業のうち保育所等における業務のICT化を行うためのシステム導入に要する経費 1 保育に関する計画・記録に関する機能 2 園児の登園及び降園の管理に関する機能 3 保護者との連絡に関する機能	国要綱に基づく基準額

備考 補助事業に係る寄付金その他の収入額がある場合は、当該収入額を控除する。

別表第2（第2条関係）

補助の対象及び補助金の額（平成24年度以降に認可された施設）

補助事業の内容	補助対象経費	補助金の額
<p>1 人件費</p> <p>(1) 格差是正費</p> <p>(2) 長時間保育費</p> <p>(3) 国庫補助金等 間接的補助金</p>	<p>1歳児保育担任保育士及び0歳児担当 看護師の雇用に要する人件費。ただし、市 の配置基準を超えて雇用した保育士等の 人件費は補助対象外とする。</p> <p>長時間保育を行う場合に要する人件 費。ただし、市の配置基準を超えて雇用し た保育士等の人件費は補助対象外とする。</p> <p>国庫補助金等により間接的に補助が受 けられる場合であって、保育水準を維持す るために必要と認める人件費</p>	<p>補助対象経費の 全額</p>
<p>2 管理費</p>	<p>長時間保育を行う場合に要する管理費 (長時間保育利用児童数に市が定める1 人当たりの管理費を乗じた額)</p> <p>その他、国庫補助金等により間接的に補 助が受けられる場合であって保育に要す る経費</p>	<p>補助対象経費の 全額</p>
<p>3 小規模整備費</p>	<p>施設の最低基準を維持するために必要 と認める施設整備に要する経費</p>	<p>補助対象経費の 10分の9以内</p>
<p>4 保育環境改善等 事業</p>	<p>感染症対策のための改修整備等事業</p> <p>国要綱に基づく保育環境改善等事業 のうち感染症対策のための改修整備等 事業に要する経費</p>	<p>国要綱に基づく 基準額</p>
<p>5 保育所等業務効 率化推進事業（保</p>	<p>国要綱に基づく保育環境改善等事業の うち保育所等における業務のICT化を</p>	<p>国要綱に基づく 基準額</p>

育所における ICT 化推進等事業)	行うためのシステム導入に要する経費 1 保育に関する計画・記録に関する機能 2 園児の登園及び降園の管理に関する機能 3 保護者との連絡に関する機能	
--------------------	---	--

備考

- 1 補助事業に係る寄付金その他の収入額がある場合は、当該収入額を控除する。
- 2 小規模保育事業所における人件費、管理費及び小規模整備費は、補助事業から除外するものとする。



第1号様式（第3条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年度において民間保育所等運営事業（ ）を行うため、次のとおり知多市民間保育所等運営事業補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額	円
補 助 事 業 の 目 的	
補 助 事 業 の 内 容	
事 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
総 事 業 費	円
補 助 対 象 経 費	円
添 付 書 類	

備考 添付書類は、補助事業に関する次の事項を明らかにしなければならない。

- (1) 経費の配分、経費の使用法、補助事業の効果その他補助事業の遂行に関する計画
- (2) 経費のうち補助金によって賄われるもの以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (3) 補助事業に関して生ずる収入に関する事項

第2号様式（第3条関係）

人件費補助金算出調書（平成23年度以前に認可された施設）

1 補助対象経費等

（単位：円）

施設名	1	2	3	4	総事業費  (1-2+3-4)	補助対象経費
	格差是正費	格差是正費	非常勤職員 雇用費  (第3号様式のC)	寄付金その他 の収入額		
	常勤職員 給与支給額  (第3号様式のA)	国が定める 公定価格の うち人件費分  (第3号様式のB)				

備考 補助対象経費は、千円未満を切捨てること。

2 保育所入所児童数及び職員配置状況表（4月1日現在）

（単位：人）

利用定員	入所児童数					入所児童数に対する 国基準必要保育士等の数				入所児童数に対する 市基準必要保育士等の数				現 員			
	0歳児	1・2 歳児	3歳児	4歳 以上児	計	施設長	保育士	調理 員等	計	施設長	保育士	調理 員等	計	施設長	保育士	調理 員等	計

- 備考
- 1 入所児童数に対する国基準必要保育士等の数欄は、国が定める基準等により算出した常勤職員の人数を記入すること。
  - 2 入所児童数に対する市基準必要保育士等の数欄は、市が定める基準等により算出した常勤職員の人数を記入すること。
  - 3 現員欄は、処遇改善等加算Ⅰにおける算定対象者の人数を記入すること。

第2号様式の2（第3条関係）

人件費補助金算出調書（平成24年度以降に認可された施設）

1 補助対象経費等

（単位：円）

施設名	1	2	3	4	5	総事業費 (1+2+3+4-5)	補助対象経費
	格差是正費	格差是正費	長時間保育費	国庫補助金等 間接的補助費	寄付金その他 の収入額		
	1歳児保育担当 保育士雇用費 (第3号様式の2のD)	0歳児担当 看護師雇用費 (第3号様式の2のE)	長時間保育担当 保育士等雇用費 (第3号様式の2のFの 合計)	補助事業名 ( )			

備考 補助対象経費は、千円未満を切捨てること。

2 保育所入所児童数及び職員配置状況表（4月1日現在）

（単位：人）

利用定員	入所児童数					入所児童数に対する 国基準必要保育士等の数				入所児童数に対する 市基準必要保育士等の数				現 員			
	0歳児	1・2 歳児	3歳児	4歳 以上児	計	施設長	保育士	調理 員等	計	施設長	保育士	調理 員等	計	施設長	保育士	調理 員等	計

- 備考
- 1 入所児童数に対する国基準必要保育士等の数欄は、国が定める基準等により算出した常勤職員の人数を記入すること。
  - 2 入所児童数に対する市基準必要保育士等の数欄は、市が定める基準等により算出した常勤職員の人数を記入すること。
  - 3 現員欄は、処遇改善等加算Iにおける算定対象者の人数を記入すること。

施設名

1 常勤職員給与支給額算出調書

職 種	保育士資格の有無	氏 名	4月1日現在の年齢	採 用 年 月 日	次期昇給	4月1日現在の格付級号給	月 額(7) (円)						年 額(1) (円)			合 計 ((7)×12) +(1) (円)	
							給 料	管理職手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	時間外勤務及び休日勤務手当	賞 与	社会保険等 事業主負担		
合計（月額欄は各金額に12を乗じた額）																	A

- 備考 1 4月1日現在の常勤職員を対象とし、就業規則等に基づき個々の職員ごとに格付けした金額等を記入すること。  
 2 確定していない欄については、過去の実績及び予定を考慮して記入すること。  
 3 小数点以下は切捨てとする。

2 国が定める公定価格のうち人件費分算出調書

保育所利用定員（人）	処遇改善等加算（％）	年齢区分	認定区分	国が定める公定価格のうち人件費分（ア）（円）	入所児童累計（イ）	計（（ア）×（イ））（円）	
		0歳児	保育標準時間認定				
			保育短時間認定				
		1・2歳児	保育標準時間認定				
			保育短時間認定				
		3歳児	保育標準時間認定				
			保育短時間認定				
		4歳以上児	保育標準時間認定				
			保育短時間認定				
		（ ）加算					
		（ ）加算					
		（ ）加算					
		（ ）加算					
		合 計					B

3 非常勤職員雇用費算出調書

職 種	氏 名	職務内容	雇用単価 (円)	年間勤務時間 (時間)	年額 (円)		計 (円)
					支給額 (時間外勤務 手当等を含む)	社会保険等 事業主負担	
合 計							C

- 備考 1 確定していない欄については、過去の実績及び予定を考慮して記入すること。  
 2 支給額及び社会保険等事業主負担は小数点以下は切捨てとする。

第3号様式の2（第3条関係）

人件費年額算出調書（平成24年度以降に認可された施設）

施設名 \_\_\_\_\_

1 1歳児保育担当保育士雇用費算出調書

月	初日在籍の1歳児保育人数			市の配置基準による 必要保育士数 (イ) (ウ) × 1/5	国が定める1歳児の公定価格のうち人件費分		1歳児保育担当保育士雇用費 (ア)/(ウ) × (イ) × (オ) + (イ)/(ウ) × (イ) × (カ) (円)
	保育標準時間 認定児童数 (ア)	保育短時間 認定児童数 (イ)	小計 (ウ)		保育標準時間 認定 (オ) (円)	保育短時間 認定 (カ) (円)	
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
合 計							D

- 備考 1 市の配置基準による必要保育士数は小数点以下切上げとする。  
 2 1歳児保育担当保育士雇用費は小数点以下は切捨てとする。

2 0歳児担当看護師雇用費算出調書

月	氏名	平日日数 (7)	平日日数のうち3.5時間 以上看護師を配置する日数(i)	0歳児担当看護師雇用費 (3.5時間×市が定める時間単価×(i)) (円)	配置率 (i)/(7) (%)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計				E	

備考 0歳児担当看護師雇用費及び配置率は、小数点以下切捨てとする。



3 長時間保育担当保育士等雇用費算出調書（保育標準時間認定利用時間（11時間）内における長時間保育）

長時間保育を行う時間		～											保育標準時間認定利用時間（11時間）		～										
		～											保育短時間認定利用時間（8時間）		～										
月	保育標準時間認定を受ける児童数 (人)						「長時間保育を行う時間」に利用する 保育短時間認定を受ける児童数 (人)						必要保育士数 (人)						長時間保育担当 保育士等雇用費  $\frac{((7)/((7)+(1))) \times ((7) \times (1)) \times \text{利用時間} \times \text{市が定める時間単価}}{}$						
	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4歳以上 児	小計 (7)	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4歳以上 児	小計 (1)	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4歳以上 児	小計 (7)		保育実 施日数 (1)					
4月																									
5月																									
6月																									
7月																									
8月																									
9月																									
10月																									
11月																									
12月																									
1月																									
2月																									
3月																									
合計																				F					

- 備考
- 1 保育標準時間認定利用時間（11時間）を超える長時間保育については、「長時間保育担当保育士等雇用費算出調書（保育標準時間認定利用時間（11時間）を超える長時間保育）」に計上すること。
  - 2 「長時間保育を行う時間」が継続しない場合は、当該調書を分けて作成すること。
  - 3 必要保育士数は各児童数を年齢ごとに合算して、0歳児は1/3、1歳児は1/5、2歳児は1/6、3歳児は1/20、4歳以上児は1/30を乗じた数。小計は、小数点以下切上げとし、2に満たない場合は2とする。
  - 4 長時間保育担当保育士雇用費は、小数点以下は切捨てとする。

3 長時間保育担当保育士等雇用費算出調書（保育標準時間認定利用時間（11時間）を超える長時間保育）

長時間保育を行う時間						～	保育標準時間認定利用時間（11時間）													～
月	「長時間保育を行う時間」に利用する児童数												必要保育士数 (人)						長時間保育担当 保育士等雇用費  ((f)×(i)×利用時間×市が 定める時間単価)	
	保育標準時間認定を受ける児童数 (人)						保育短時間認定を受ける児童数 (人)													
	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4歳以 上児	小計 (7)	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4歳以 上児	小計 (f)	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4歳以 上児	小計 (g)		保育実 施日数 (i)
4月																				
5月																				
6月																				
7月																				
8月																				
9月																				
10月																				
11月																				
12月																				
1月																				
2月																				
3月																				
合計																				F

- 備考 1 保育標準時間認定利用時間（11時間）内における長時間保育については、「長時間保育担当保育士等雇用費算出調書（保育標準時間認定利用時間（11時間）内における長時間保育）」に計上すること。
- 2 「長時間保育を行う時間」が継続しない場合は、当該調書を分けて作成すること。
- 3 必要保育士数は各児童数を年齢ごとに合算して、0歳児は1/3、1歳児は1/5、2歳児は1/6、3歳児は1/20、4歳以上児は1/30を乗じた数。小計は、小数点以下切上げとし、2に満たない場合は2とする。

第4号様式（第3条関係）

管理費補助金算出調書（平成23年度以前に認可された施設）

施設名	竣工日	築年数	建物延べ面積(ア) (㎡)	市が定める建物 経過年数による 1㎡当たりの単価 (イ) (円)
総事業費 ((ア) × (イ))				
補助対象経費 (総事業費の千円未満切捨て)				

備考 築年数は、補助金申請年度の4月1日時点の年数を記入すること。

第4号様式の2（第3条関係）

管理費補助金算出調書（平成24年度以降に認可された施設）

施設名	月	市が定める 管理費単価 (円)	長時間保育 利用児童数 (人)	金額 (円)
	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
総事業費（合計）				
補助対象経費（総事業費の千円未満切捨て）				

第5号様式（第3条関係）

小規模整備費補助金算出調書

施設名	工事名	総工事費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金額 (円)
合計				

備考 補助金額は、補助対象経費×9/10以内とし、千円未満切捨てとする。

第6号様式（第3条関係）

小規模整備費事業計画調書

1 施設の名称等

施設名	設置経営主体	所在地

2 整備の概要（目的、効果等を具体的に記入すること。）

3 工事費内訳

工事名	内容	金額 (円)	備考
合計			

4 施行計画

着手 年 月 日

完了 年 月 日

5 添付書類

(1) 整備計画平面図、配置図及び見積書（契約書）

(2) 整備予定箇所の写真

第7号様式（第4条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付で交付申請のあったことについては、次のとおり交付決定したので、知多市民間保育所等運営事業補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
交付の条件	

第8号様式（第7条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業  
について、計画を変更したいので、次のとおり申請します。

補助事業の名称	
変更後の補助金額	円
計画変更の理由	
計画変更の内容	

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項について、変更前と変更後が比較対照できるように記載しなければならない。



第9号様式（第8条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け知多市 指令 第 号で通知した交付決定について次のとおり変更決定したので、知多市民間保育所等運営事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助事業の名称	
変更交付決定額	円
交付の条件	

第10号様式（第10条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
実施期間	
添付書類	

第11号様式（第10条関係）

人件費補助金精算調書（平成23年度以前に認可された施設）

1 補助対象経費等

（単位：円）

施設名	1	2	3	4	総事業費 (1-2+3-4)	補助対象経費	交付決定済額
	格差是正費	格差是正費	非常勤職員 雇用費 (第12号様式の I)	寄付金その他 の収入額			
	常勤職員 給与支給額 (第12号様式の G)	国が定める 公定価格の うち人件費分 (第12号様式の H)					

備考 補助対象経費は、千円未満を切捨てること。

2 保育所入所児童数及び職員配置状況表（4月1日現在）

（単位：人）

利用定員	入所児童数					入所児童数に対する 国基準必要保育士等の数				入所児童数に対する 市基準必要保育士等の数				現 員			
	0歳児	1・2 歳児	3歳児	4歳 以上児	計	施設長	保育士	調理 員等	計	施設長	保育士	調理 員等	計	施設長	保育士	調理 員等	計

- 備考
- 1 入所児童数に対する国基準必要保育士等の数欄は、国が定める基準等により算出した常勤職員の人数を記入すること。
  - 2 入所児童数に対する市基準必要保育士等の数欄は、市が定める基準等により算出した常勤職員の人数を記入すること。
  - 3 現員欄は、処遇改善等加算Iにおける算定対象者の人数を記入すること。

第11号様式の2（第10条関係）

人件費補助金精算調書（平成24年度以降に認可された施設）

1 補助対象経費等

（単位：円）

施設名	1	2	3	4	5	総事業費  (1+2+3+4-5)	補助対象経費	交付決定済額
	格差是正費	格差是正費	長時間保育費	国庫補助金等 間接的補助費	寄付金その他 の収入額			
	1歳児保育担当 保育士雇用費 (第12号様式の2 のJ)	0歳児担当 看護師雇用費 (第12号様式の2 のK)	長時間保育担当 保育士等雇用費 (第12号様式の2 のLの合計)	補助事業名  ( )				

備考 補助対象経費は、千円未満を切捨てること。

2 保育所入所児童数及び職員配置状況表（4月1日現在）

（単位：人）

利用定員	入所児童数					入所児童数に対する 国基準必要保育士等の数				入所児童数に対する 市基準必要保育士等の数				現 員			
	0歳児	1・2 歳児	3歳児	4歳 以上児	計	施設長	保育士	調理 員等	計	施設長	保育士	調理 員等	計	施設長	保育士	調理 員等	計

- 備考
- 1 入所児童数に対する国基準必要保育士等の数欄は、国が定める基準等により算出した常勤職員の人数を記入すること。
  - 2 入所児童数に対する市基準必要保育士等の数欄は、市が定める基準等により算出した常勤職員の人数を記入すること。
  - 3 現員欄は、処遇改善等加算Iにおける算定対象者の人数を記入すること。

施設名

1 常勤職員給与支給額実績調書

職 種	保育士資格の有無	氏 名	4月1日現在の年齢	格付級号給	交付申請額（年額）	実績額（年額）（円）								合 計（円）	
						給 料	管理職手当	扶 養 手当	地 域 手当	住 居 手当	通 勤 手当	時間外勤務及び休日勤務手当	賞 与		社会保険等事業主負担
合 計															G

備考 1 交付申請額（年額）の欄は、交付申請書（変更交付申請を行った場合は変更交付申請書）による人件費の個人別合計を記入すること。  
 2 実績額（年額）の欄は、実支出額により記入すること。

2 国が定める公定価格のうち人件費分実績調書

保育所利用定員（人）	処遇改善等加算（％）	年齢区分	認定区分	国が定める公定価格のうち人件費分(ア)（円）	入所児童累計(イ)	計((ア)×(イ))（円）	
		0歳児	保育標準時間認定				
			保育短時間認定				
		1・2歳児	保育標準時間認定				
			保育短時間認定				
		3歳児	保育標準時間認定				
			保育短時間認定				
		4歳以上児	保育標準時間認定				
			保育短時間認定				
		( ) 加算					
		( ) 加算					
		( ) 加算					
		( ) 加算					
		合 計					H

3 非常勤職員雇用費実績調書

職 種	氏 名	職務内容	雇用単価 (円)	年間勤務時間 (時間)	年額 (円)		計 (円)
					支給額 (時間外勤務 手当等を含む)	社会保険等 事業主負担	
合 計							I

備考 支給額及び社会保険等事業主負担は実支出額により記入すること。

第12号様式の2（第10条関係）

人件費年額実績調書（平成24年度以降に認可された施設）

施設名 \_\_\_\_\_

1 1歳児保育担当保育士雇用費実績調書

月	初日在籍の1歳児保育人数			市の配置基準による 必要保育士数 (エ) (ウ) × 1/5	国が定める1歳児の公定価格のうち人件費分		1歳児保育担当保育士雇用費 ((ア)/(ウ)) × (エ) × (オ) + ((イ)/(ウ)) × (エ) × (カ) (円)
	保育標準時間 認定児童数 (ア)	保育短時間 認定児童数 (イ)	小計 (ウ)		保育標準時間 認定 (オ) (円)	保育短時間 認定 (カ) (円)	
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
合 計							J

- 備考 1 市の配置基準による必要保育士数は小数点以下切上げとする。  
2 1歳児保育担当保育士雇用費は小数点以下は切捨てとする。



2 0歳児担当看護師雇用費実績調書

月	氏名	平日日数 (7)	平日日数のうち3.5時間 以上看護師を配置する日数(i)	0歳児担当看護師雇用費 (3.5時間×市が定める時間単価×(i)) (円)	配置率 ((i)/(7)) (%)
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計				K	

備考 0歳児担当看護師雇用費及び配置率は、小数点以下切捨てとする。

3 長時間保育担当保育士等雇用費実績調書（保育標準時間認定利用時間（11時間）内における長時間保育）

長時間保育を行う時間		～											保育標準時間認定利用時間（11時間）		～										
		～											保育短時間認定利用時間（8時間）		～										
月	保育標準時間認定を受ける児童数 (人)						「長時間保育を行う時間」に利用する 保育短時間認定を受ける児童数 (人)						必要保育士数 (人)						長時間保育担当 保育士等雇用費						
	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4歳以 上児	小計 (7)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4歳以 上児	小計 (イ)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4歳以 上児	小計 (ウ)	保育実 施日数 (エ)	$\frac{((7)+(イ)) \times ((ウ) \times (エ) \times \text{利用時間} \times \text{市が定める時間単価})}{((7)+(イ)) \times ((ウ) \times (エ) \times \text{利用時間} \times \text{市が定める時間単価})}$					
4月																									
5月																									
6月																									
7月																									
8月																									
9月																									
10月																									
11月																									
12月																									
1月																									
2月																									
3月																									
合計																				L					

- 備考 1 保育標準時間認定利用時間（11時間）を超える長時間保育については、「長時間保育担当保育士等雇用費実績調書（保育標準時間認定利用時間（11時間）を超える長時間保育）」に計上すること。
- 2 「長時間保育を行う時間」が継続しない場合は、当該調書を分けて作成すること。
- 3 必要保育士数は各児童数を年齢ごとに合算して、0歳児は1/3、1歳児は1/5、2歳児は1/6、3歳児は1/20、4歳以上児は1/30を乗じた数。小計は、小数点以下切上げとし、2に満たない場合は2とする。
- 4 長時間保育担当保育士雇用費は、小数点以下は切捨てとする。

3 長時間保育担当保育士等雇用費実績調書（保育標準時間認定利用時間（11時間）を超える長時間保育）

長時間保育を行う時間						～	保育標準時間認定利用時間（11時間）						～							
月	「長時間保育を行う時間」に利用する児童数												必要保育士数（人）					長時間保育担当 保育士等雇用費  ((ウ)×(エ)×利用時間×市が 定める時間単価)		
	保育標準時間認定を受ける児童数 （人）						保育短時間認定を受ける児童数 （人）						保育実 施日数 （イ）							
	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4歳以 上児	小計 (ア)	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4歳以 上児	小計 (イ)		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児		4歳以 上児	小計 (ウ)
4月																				
5月																				
6月																				
7月																				
8月																				
9月																				
10月																				
11月																				
12月																				
1月																				
2月																				
3月																				
合計																				L

- 備考 1 保育標準時間認定利用時間（11時間）内における長時間保育については、「長時間保育担当保育士等雇用費実績調書（保育標準時間認定利用時間（11時間）内における長時間保育）」に計上すること。
- 2 「長時間保育を行う時間」が継続しない場合は、当該調書を分けて作成すること。
- 3 必要保育士数は各児童数を年齢ごとに合算して、0歳児は1/3、1歳児は1/5、2歳児は1/6、3歳児は1/20、4歳以上児は1/30を乗じた数。小計は、小数点以下切上げとし、2に満たない場合は2とする。

第13号様式（第10条関係）

管理費補助金精算調書（平成23年度以前に認可された施設）

施設名	竣工日	築年数	建物延べ面積(ア) (㎡)	市が定める建物 経過年数による 1㎡当たりの単価 (イ) (円)
総事業費 ((ア) × (イ))				
補助対象経費 (総事業費の千円未満切捨て)				

備考 築年数は、補助金申請年度の4月1日時点の年数を記入すること。

第13号様式の2（第10条関係）

管理費補助金精算調書（平成24年度以降に認可された施設）

施設名	月	市が定める 管理費単価 (円)	長時間保育 利用児童数 (人)	金額 (円)
	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
総事業費（合計）				
補助対象経費（総事業費の千円未満切捨て）				

第 1 4 号様式（第 1 0 条関係）

管理費の用途に関する調書

支 出 名 称	支 出 内 容	金 額 (円)
合 計		

第15号様式（第10条関係）

小規模整備費補助金精算調書

1 施設の名称等

施設名	設置経営主体	所在地

2 工事費精算書

工事名	内容	工期	総事業費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金額 (円)	交付決定 済額 (円)
合計						

備考 補助金額は、補助対象経費×9／10以内とし、千円未満切捨てとする。

3 添付書類

- (1) 支払調書の写し（原本証明をすること）
- (2) 平面図及び配置図
- (3) 竣工写真（竣工前の写真及び竣工後の写真）

第16号様式（第11条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、知多市民間保育所等運営事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助事業の名称	
交 付 決 定 額	円
確 定 額	円



第17号様式（第12条関係）

知多市民間保育所等運営事業補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏名又は名称

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定又は補助金額の確定を受けた事業について、次のとおり請求します。

補助事業の名称			
請求金額	円		
交付決定 又は確定額	円		
上記のうち受領済額	円		
振込口座	金融機関名		
	店名		
	預金の種類		口座番号
	フリガナ		
	口座名義人		